

教育無償化法案

【教育無償化等制度改革の推進に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

我が国の公教育等として体系的・組織的に行われる教育については、

- ① 経済的状況にかかわらず、均等な機会が確保されるべき
 - ② 社会の発展の基盤であり、その費用を原則として社会全体で負担するべき
- 「無償化」の措置を講ずる必要がある。

次の改革のための措置を政府に義務付ける（法制上の措置は3年以内を目途）。

- ① 義務教育のほか、幼児教育、高校・大学等の教育についても、学生、保護者等の経済状況にかかわらず、授業料を負担させないものとする。

※ 授業料が一定額を超える私立学校については、支援額の上限等を設ける。

- ② 授業料以外についても、学生、保護者等の負担をできる限り軽減するものとする。

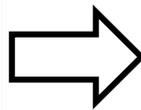
現 行

幼児教育 所得に応じ負担軽減

私立の小・中学校 自己負担

高校等 所得に応じ負担軽減（就学支援金）

大学等 自己負担



改 正 法

幼児教育 原則負担なし
（一部私立には支援額の上限等）

私立の小・中学校 原則負担なし
（一部に支援額の上限等）

高校・大学等

国公立：負担なし

私立：原則負担なし
（一部に支援額の上限等）

※ 幼児教育 … 幼稚園・こども園における教育のほか、保育所における保育を含む。

※ 上記のほか、専修学校等の課程については、我が国の公教育と同様に体系的・組織的に行われるものであれば対象とする。